

# 農薬を適正に使用、保管管理し、 危害防止に努めましょう！

## 1 農薬使用前に必ずラベルを確認

- 農林水産省の登録農薬か確認してください。  
(登録農薬は農林水産省登録第〇〇〇〇号と表示があります。)
- 無登録農薬や販売禁止農薬※は使用してはいけません。
- ラベルに表示してある使用基準(適用作物、使用時期、希釈倍率、総使用回数など)や使用上の注意事項を遵守しましょう。
- 農薬の最終有効年月を確認し、期限が切れている農薬は使用しないようにしましょう。

※販売禁止農薬とは…農薬の登録の有無に関わらず、安全上の理由から販売が禁止された農薬(ケルセン、エンドリン、パラチオンなど現在27種類)。



## 2 農薬飛散防止、防除機具の洗浄

農薬飛散や防除機具の洗浄不足による残留農薬基準値超過が発生しています。農薬の飛散は、農作物だけでなく、人や周辺環境にも影響を及ぼします。

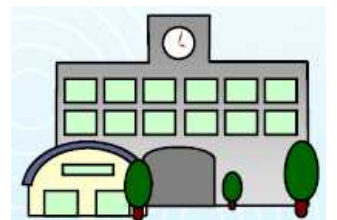
- 風の強さ、風向きに注意しましょう。
- 緩衝地帯を設ける、遮へい作物を作付ける等の対策を検討しましょう。
- 飛散しにくい剤やドリフト低減ノズルの使用を検討しましょう。
- ホース、ストレーナー、タンクを十分に洗浄し、農薬が残らないようにしましょう。



## 3 住宅地等周辺での農薬使用

ほ場周辺に住宅、学校、保育所、病院、公園等がある場合は、農薬の使用をできるだけ控え、使用する場合は危害防止対策を十分行いましょう。

- 病害虫や雑草の早期発見に努め、農薬散布以外の防除方法を検討しましょう。
- 農薬を使用する場合は、風向きに注意し、飛散しにくい剤を選定する、ドリフト低減ノズルを使用するなど農薬飛散防止に十分配慮しましょう。
- 事前に、周辺住民や学校へ散布日時、使用農薬の種類等を周知するよう努めましょう。
- 散布当日は通学時間帯の散布作業を避け、公園などでは立て看板を立てるなど、散布区域に人が入らないようにしましょう。



## 4 周辺環境への配慮

ほ場周辺に畜舎、桑園、河川等はありませんか？

- 桑園、養蜂地域が近くにある場合は、蚕、蜜蜂への影響の大きい農薬の使用を控えましょう。その他の農薬を使用する際も飛散防止に十分留意し、関係者へ使用時期等の情報提供に努めましょう。
- 水質汚濁性農薬や魚毒性の強い農薬を河川や養殖池付近で使用しないでください。
- 使用済みの容器や防除機具等の洗浄液は、排水路や河川に流さず、適切に処理しましょう。
- 水田で農薬を使用する場合は、止水期間(7日間)を守りましょう。



## 5 土壌くん蒸剤の使用

- クロルピクリン剤などの土壌くん蒸剤を使用する場合は、処理後に必ずポリエチレンフィルムで被覆をし、十分な被覆期間を設けましょう。
- 住宅地周辺では、クロルピクリン剤の使用を控え、やむを得ず使用する場合は、厚さ0.03mm以上のポリエチレンフィルムで全面被覆をする他、周辺の方へ事前周知をするよう努めましょう。
- 使用後のクロルピクリン剤の缶は、ガスを完全に抜いてから産業廃棄物として処分しましょう。

## 6 記帳

- 誤使用の予防や、適正な農薬使用の証明のため、農薬使用後は、次のことについて帳簿に記載し、3年間は保存しましょう。

作物ごと  
ほ場ごとに記帳！

使用年月日、使用場所、対象作物、農薬名、使用量、希釈倍率



## 7 保管管理と適正処理

農薬の保管管理不足による誤飲誤食などの事故が発生しています。

- 農薬は保管庫などに鍵をかけて保管しましょう。
  - 誤飲誤食を防ぐため、食品との混置やペットボトルなどの容器への移し替えを行わないでください。
  - 空き容器や期限切れの農薬は産業廃棄物として適正に処分しましょう。
- ※自分で焼却することや、一般ゴミに出すことは禁止されています。



## 8 健康管理(保護具の着用、医師の診断等)

- 農薬を使用する際には、マスク、手袋等の保護具を着用しましょう。
- 体調の優れない日は散布作業を控えましょう。
- 作業後は、手洗い・うがいをし、飲酒を控え、十分な睡眠をとりましょう。
- 身体に異常を感じた場合は、すぐに医師の診断を受けましょう。

